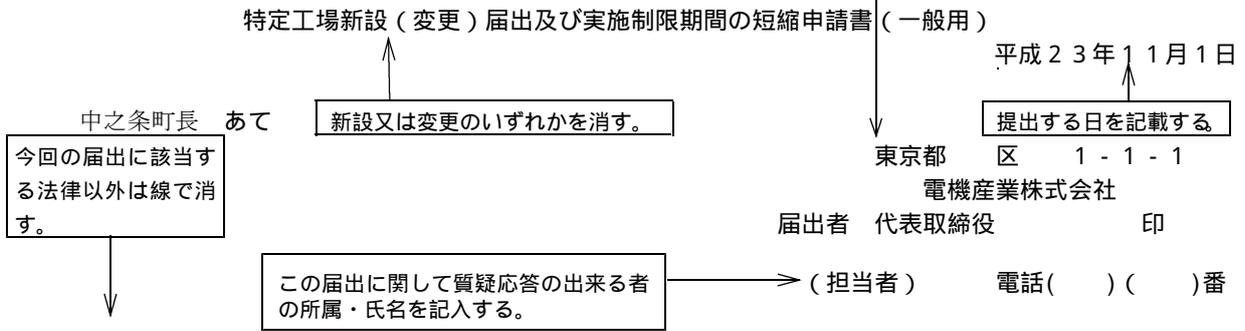


# 〔記 載 例〕

代理人による届出の場合は、委任状を添付し次の例によって記載する。  
 (委任状は一般的なもので良い。)  
 東京都 区 1 - 1 - 1  
 電機産業株式会社  
 代表取締役  
 代理人  
 群馬県 郡 町 番 号  
 電機産業株式会社 工場  
 工場長 印

様式 B



工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項)の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所	〔〒〕群馬県 郡 町 番 号 ( 工場 )			
2	特定工場における製品(加工修理業に属するもの)については加工修理の内容、電機供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものに当たっては特定工場の種類)				
3	特定工場の敷地面積	変更前	m <sup>2</sup>	変更後	m <sup>2</sup> ( )
4	特定工場の建築面積	変更前	m <sup>2</sup>	変更後	m <sup>2</sup> ( )
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり			
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり			
7	工業団地の面積並びに工業団地の共通面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり			
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり			
9	特定工場の新設(変更)のための工事の開始予定日	造成工事等	年 月 日	施設の設置工事	24年 2月 15日
	整理番号	備 考			
	受理年月日				
審査結果					

印欄は記入しないで下さい。 この届出に関する面積の表示は小数点以下は切り捨てる。以下の書類も同じ。

工場敷地内の工場、事務所、倉庫等の全ての建築面積を記入する。

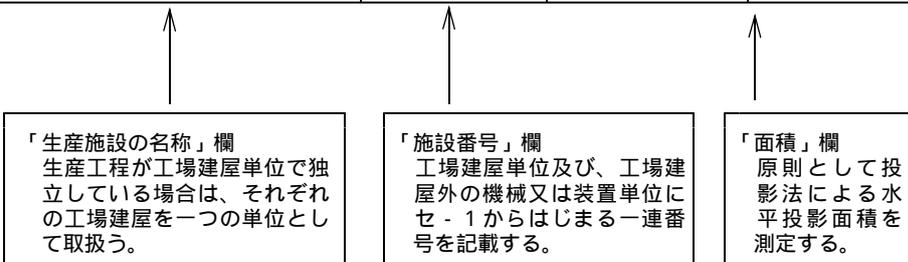
自社所有地はもちろん借地を含む当該工場の利用に供している全ての面積を記入する。(ただし、飛地、一団地内ではあっても社宅、寮等の用地及び、別の法人に貸与している用地は含まない。)

変更の届出の場合で、3・4の欄に変更があるときは、当該変更後の数値を記入し、( )書きで増減数値を記入する。(100m<sup>2</sup>を増設して50m<sup>2</sup>を撤去した場合は「+50」ではなく、「+100・50」と記載する。)

製品及び日本標準産業分類の4ケタ分類に表示されている業種を記載するとともに、細分類番号(4ケタ)を( )書きで記入する。

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
部品工場	セ - 1	1,000	1,500	+ 500
塗装工場	セ - 2	500	1,000	1,000 + 1,500
⋮ コンプレッサー室	⋮ セ - 2 1	6,000	4,000	2,000
生産施設の面積の合計		18,000	20,000	3,000 , + 5,000



- 備考1. 施設番号欄には、セ - 1 から始まる一連番号を記載して下さい。  
ただし、法第8条第1項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは、当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないとき届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載してください。
2. 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合には、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設の面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは0と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載して下さい。
3. 法第8条の規定による変更の届出の場合には、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には0と記載して下さい。
4. 増減面積欄には、法第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載して下さい。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表す正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表す負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表す負の数字と増加面積を表す正の数字の両方を記載してください。
5. 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載して下さい。

生産施設 地下に設置されるものを除く次の施設

- 一 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程（以下「製造工程等」という。）を形成する機械又は装置が設置される建築物
- 二 製造工程等を形成する機械又は装置で前号の建築物の外に設置されるもの

変更の届出の場合は、「面積」欄を「変更前」と「変更後」に区分し、次のように記入して下さい。

	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
	変更前	変更後	
(例1) 1,000㎡の生産施設を500㎡増設する場合	1,000	1,500	+500
(例2) 新たな単位の生産施設を1,500㎡増設する場合	0	1,500	+1,500
(例3) 1,000㎡の生産施設を500㎡をスクラップする場合	1,000	500	500
(例4) 1,000㎡の生産施設を500㎡をスクラップし、同一単位の施設1,000㎡をビルドする場合	1,000	1,500	500 +1,000
生産施設の面積の合計欄	3,000	5,000	1,000 +3,000

# 別紙 2

## 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

### 1. 緑地及び環境施設の面積

「緑地の名称」欄  
区画毎に緑地の種類と設置場所を記載する。緑地の種類とは、樹林地（高木又は低木の混植地）、低木地（低木で被われているもの）、芝生、樹木と芝の混植地等をいい、設置の場所は記載例のとおり。

施設番号は、緑地については「リー1」、屋上緑化施設等については「ジー1」、緑地以外の環境施設については「カー1」とし、それぞれ1から始まる一連番号を記載する。

緑地の名称（様式例第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く）		施設番号	面積（㎡）		増減面積（㎡）
			変更前	変更後	
部品工場西側	樹林地	リー - 1	1,200	1,500	+ 300
南門周辺	芝生	リー - 2	1,000	800	500 + 300
：	：	：	：	：	：
緑地面積（様式例第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く）の合計			79,500	84,500	5,000 + 10,000
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の名称		施設番号	面積（㎡）		増減面積（㎡）
倉庫屋上緑化施設	芝生	ジー - 1	500	500	
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の面積の合計			500	500	
緑地面積の合計			80,000	85,000	5,000 + 10,000
緑地以外の環境施設の名称		施設番号	面積（㎡）		増減面積（㎡）
バレーボールコート		カー - 1	1,200	1,500	500 + 800
テニスコート		カー - 2	1,000	800	200
緑地以外の環境施設の面積の合計			2,200	2,300	700 + 800
環境施設の面積の合計			82,200	87,300	5,700 + 10,800

「緑地以外の環境施設の名称」欄  
池、噴水、野球場、テニスコート等具体的に記入する。

「面積欄」  
原則として、さく、置石、へい等で区画された土地の面積を一つに単位として取り扱う。変更届出の場合は面積欄を「変更前」と「変更後」に区分し、記載方法は生産施設の記入に準じて記入する。

「緑地」 定義参照。  
いわゆる普通の緑地。  
「様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地」  
建築物屋上等緑化施設など。

#### 【定義】

##### 緑地

次に掲げる土地又は施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。）とする。

- 一 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの。
- 二 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が覆われている土地又は建築物屋上等緑化施設

##### 環境施設

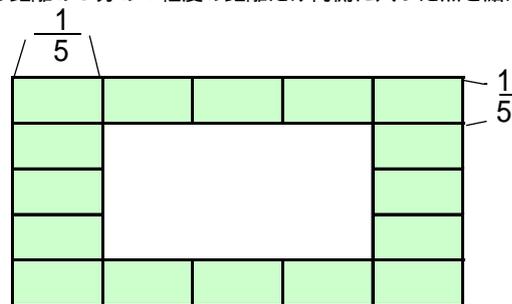
噴水、水流、池その他の修景施設（滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰棚等）、屋外運動場、広場、屋内運動施設、共用文化施設、雨水浸透施設その他これらに類する施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものとする。  
一般的な駐車場、原材料等の置場、クラブハウスは含まれない。

2. 環境施設の配置

敷地面積に対して15%以上の環境施設を周辺部に配置する。		工場周辺地域の住宅、学校、病院等の施設の設置の状況、河川、公園、山等の存在、その他の土地利用の状況と緑地等の配置について記載する。
緑地及び緑地以外の環境施設を含めて記入する。		
敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リ-1、リ-13、リ-19、カ-2、カ-4	
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	18,000 m <sup>2</sup>	
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	工場西側に住宅地があるので、団地住民の生活環境を保持する為工場西側に高木からなる緑地を厚く配置し、緑地以外の環境施設も住宅団地に近い工場西側に集約し、地域住民にも開放できるように配置した。工場周辺部には高木を配置し、地域の生活環境の保全に配慮した。	

敷地周辺部とは、敷地の境界線から対面する境界線までの距離の5分の1程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線間に形成される部分です。

【例 敷地周辺部 (  ) 部分】



別紙 3

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称	工業団地		
工業団地の所在地	群馬県 郡 町		
工業団地の面積	777,777 m <sup>2</sup>		
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計	555,555 m <sup>2</sup>		
工業団地共通施設の面積の合計	55,555 m <sup>2</sup>		
うち緑地 (様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く)	面積	33,333 m <sup>2</sup>	
うち様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地	面積	0 m <sup>2</sup>	
うち緑地以外の環境面積	面	22,222 m <sup>2</sup>	種 公園
その他の共通施設	面	m <sup>2</sup>	種
その他の施設	面	16,667 m <sup>2</sup>	種 道路・水路
工業団地の環境施設の配置に関する概略図その他の説明			

工業団地共通施設とは、工業団地の造成と一体的に計画される非分譲の土地であり、緑地、緑地以外の環境施設、公害防止施設、工業団地管理事務所、集会場、駐車場等の設けられる敷地をいう。ただし、団地内に存在する国道、県道、市町村道は除かれる。

その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通の面積の合計を減じた面積を記載すること。

この様式は、特定工場が工業団地内に立地する(している)場合のみ記入する。工業団地以外に立地している場合は記入する必要はない。

様式例第 1

整理番号

今回の届出に係る生産施設等の稼働開始の日(予定)を記入する。

生産能力及び数量は各製品毎に、各々の業種に応じて通常用いる単位で記載する。  
(例) ト/日、m<sup>3</sup>/月、台/月 等

事業概要説明書

1	生産開始の日							24年 6月 1日		
2	主要製品別生産能力及び生産数量									
	製品名					生産能力		生産数量		
	開閉装置					50台/日		45台/日		
	配電盤					16台/日		15台/日		
	無線通信機					200台/日		180台/日		
3	水源別工業用使用量 計 1,111 (単位:ト/日)									
	上水道	工業用水	河川	井戸水	その他	回収水	海水			
	222	-	-	111	-	77				
4	電力の使用量 計 11,111 (単価:KWH/日)									
	買電による電力使用量					自家発電による電力消費量				
	11,111					-				
5	従業員数 計 450 (単位:人)									
	職員	男 50	女 50	工員	男 150	女 200	計	男 200	女 250	

職員とは、事務に従事している人、工員とは直接生産に従事している人をさす。

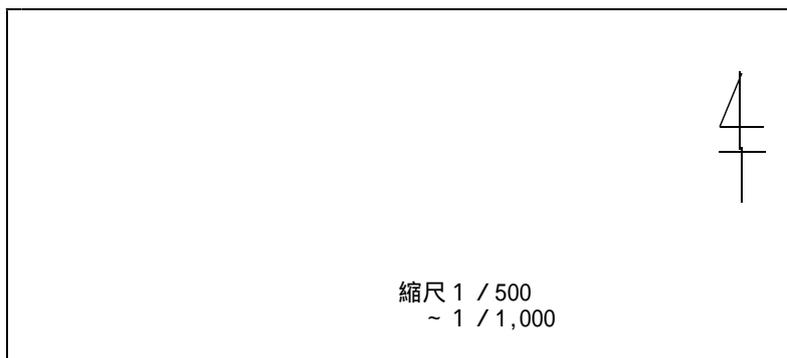
変更の届出の場合 原則として変更後の状態及び数量のみを記載しますが、( )書きで増減した数値を+あるいは-で表示してください。

(例) A製品の生産能力が1,000 t / 月増加し既存能力とあわせて5,000 t / 月になり、生産数量が800 t / 月増加し、4,000 t / 月となる場合

製品名	生産能力	生産数量
A	5,000 t / 月 (+1,000)	4,000 t / 月 (+800)

## 様式例第 2

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図



- 備考 1. 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記してください。
2. その他の主要施設 には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記してください。
3. 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩等でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙 1 ~ 3 に記載した施設番号を付記してください。

施 設 の 名 称	色 彩
生 産 施 設 緑 地 様式第 1 又は第 2 で区別することとされた緑地 緑地以外の環境施設	青 緑 網掛け 黄

4. 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるよう明示してください。
5. 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載してください。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未滿の工場等にあつては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未滿の工場等にあつては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場等にあつては二千分の一ないし三千分の一としてください。

この配置図には次の施設を図示するとともに施設番号及びその他の主要施設の名称を付記してください。

- ( 1 ) 生産施設
- ( 2 ) 緑 地
- ( 3 ) 緑地以外の環境施設
- ( 4 ) その他の主要施設（工業用水施設（貯水池・井戸等）、電力施設、公害防止施設、貯蔵施設（倉庫・タンク等）駐車場等を含む。）

変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるよう明示して下さい。

新設（設置）の施設		（斜線を引く）
変更のない施設		（指定の色等で塗るのみ）
撤去の施設		（「網かけ」の上、撤去と明記）

図面の色分け等は備考 3 を参照してください。

### 様式例第 3

届出書に記載された面積と同数字になる。

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	m <sup>2</sup>	うち自己所有地	m <sup>2</sup>
都市計画法上の 区域区分	工業専用地域 工業地域 準工業地域 住居計地域 商業系地域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域 都市計画区域外 都市計画なし		
特定工場用地利用状況説明図		特定工場の用に供する土地の説明	
当該特定工場の周辺 2 km 程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工場用地等の土地の利用状況を明示してください。		工業団地	

現在所有している土地及び、今回用地を取得する場合は、その土地も含む。借地等は除外すること。

埋立地  
埋立予定地  
空地  
農用地  
工業団地  
...等の別を記入

敷地面積の変更届の場合は、特定工場敷地面積等の欄は、変更後の面積を記入し、( )書きで増減面積を記入してください。

### 様式例第 4

特定工場の新設等のための工事の日程

年月	工 事 の 日 程									
	23年 11月	23年 12月	24年 1月	24年 2月	24年 3月	24年 4月	24年 5月	24年 6月	年 月	年 月
工事の種類										
造成(埋)工事										
生産施設の工事										
施設の種類										
施設名称										
施設番号										
部品工場					2/15			5/3	6/1	開始
...								1	運転	
...										
環境施設・緑地の設置工事										
施設名称										
施設番号										
部品工場					3/1			4/30		
西側樹林地										
バレーホール										
コート										
...										
...					2/15			5/15		
その他の主要施設の設置工事										

年・月を記入

造成工事の日程を  
6/1 ←→ 8/10  
のように記入

届出書別紙 1 ~ 2  
に記載した施設に  
ついて記載例に従  
って記入する。

尚、変更届出の場  
合は変更に係る施  
設について記入す  
る。

備考 1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を ←→ で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記してください。

なお、生産施設については、当該生産施設の「運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記」してください。

また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載してください。

2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙 1 ~ 3 に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載してください。

3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合のみ施設の種類の欄に明記してください。

4 変更の届出の場合は、変更に係る施設について記載してください。

(注 1) | ←→ | は工事の期間を示し、 | | は当該施設の運転開始日を示す。

(注 2) 緑地等の施設工事は、原則として生産施設の運転開始時までには終了させること。